

令和3年度第2回横浜市障害者施策推進協議会会議録	
日 時	令和3年11月22日(月) 午後2時00分～午後3時34分
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと1・2・3
出 席 者	渡部委員、飯山委員、稻垣委員、中島委員、大橋委員、加賀谷委員、渋谷委員、清水委員、須山委員、中瀬委員、奈良崎委員、二宮委員、東根委員、広沢委員、松田委員
欠 席 者	赤羽委員、井上委員、大友委員、金井委員、高橋委員、永田委員、野間委員、山口委員、横澤委員、和田委員
開催形態	公開
報告事項	(1) 将来にわたるあんしん施策にかかる令和2年度事業実績について (2) 横浜市依存症対策地域支援計画の策定について
議 事	<p>報告事項</p> <p>(1) 将来にわたるあんしん施策にかかる令和2年度事業実績について (渡部会長) それでは、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>早速、議事に入りたいと思いますが、報告事項(1)の将来にわたるあんしん施策にかかる令和2年度事業実績につきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。議題としては、それを行つて質疑の後、休憩を取つて次の報告事項ということで進めてまいりたいと思いますので、まずは報告事項(1)、事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。</p> <p>(事務局より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1-1 ・資料1-2 <p>(渡部会長) ありがとうございました。それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願ひいたします。それでは、お願ひいたします。</p> <p>(二宮委員) 横浜市歯科医師会の二宮です。貴重なご説明、ありがとうございました。5ページのところで、障害者に理解し適切な医療を提供できる医療機関を増やしますということですが、歯科に関しましては、障害の軽い方においては地域の歯科医院が歯科診療を担つております。一方で、障害が重い方に関しましては、どうしても高次歯科医療機関に頼らざるを得ないのですが、現状としましては、虫歯があつて高次歯科医療機関にかかりたいと思っても、全身麻酔が必要なおさんは2か月から4か月待ちになつたり、あと、高次歯科医療機関がそこのすぐ近くの馬車道にある横浜歯科保健医療センターしかるために、例えば横浜北部、青葉、都筑辺りのお子さんは1時間ぐらいかけて通院しているのが現状となっています。370万人の横浜市で高次歯科医療機関が1か所。それに対して、例えば270</p>

万人の名古屋市は高次歯科医療機関が2か所設置されており、一方で、東京都は飯田橋にかなり大規模な障害者の歯科医療センターを設置しています。横浜の障害者の歯科において欠けている面はハード面かなと私は実感しています。このあたりも、近々ではないのですが、長期的にはご検討いただけたらと思います。以上です。

(渡部会長) ありがとうございます。ただいまのご発言に関しまして、事務局からいかがでしょうか。

(事務局) 健康福祉局の担当部長で歯科を担当しております佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。障害者の方の歯科保健は歯科医師会のご協力を得まして、地域の先生方にしていただく部分と高次医療機関の中でいろいろな形でお願いしている部分があるのですが、今、どのような形でそれぞれの役割分担をどうしていらっしゃるのかとか、そういうものを医療局を中心に、私たちも一緒に入りながらいろいろなお話を進めさせていただいている。また、引き続きそういうお話をしながら、いろいろな形でより良い医療体制を取れるような形で検討してまいりたいと思います。またよろしくお願ひいたします。

(渡部会長) ハード面の不足というご指摘がありましたので、そのことも含めてご検討いただければと思います。

続きまして、清水委員。

(清水委員) 守る会連盟の清水です。今、歯科口腔保健の話が出ましたので、私からもちよとお話ししたいと思います。ハード面の整備は、歯科口腔保健検討部会で、370万の横浜市に1か所というのはあまりにも少ないと、少なくとも東西南北4児相単位が欲しいという意見は出しております。それと、ソフト面としては、協力歯科医療機関と高次医療の連携システムをつくり上げたい。ハードとソフトの両面で進めていきたいと考えているのですが、あさってまた検討部会がありますので、そこで意見を出したいと思っております。

(渡部会長) ありがとうございます。近日中にその会議が開催されるということでしょうか。そこでも議論をということを今ご説明いただきましたが、これについてはよろしいですかね。事務局から何か補足はございますか。

(事務局) あさって、今度条例ができまして、今後、横浜市の歯科保健をどのようにしていくかという形であります。一応、そういう中でも医療を含めてお話しするのですが、それとは別に医療局のほうで、障害の方たちの医療をどういうふうに形にするかというのを特化でお話ししている部分があります。実際これから、横浜市はハード面で足りない部分もあるかもしれません、歯科の大学病院もあるとか、こども医療があるとかいろいろな形がありますので、それぞれの医療機関はどういう役割を果たしてくのがいいのかということも併せて、横浜市と歯科医師会の中でお話をしていく形になるかと思います。またそういうお話をいろいろな場面でていきながら、いろいろな方たちと調整したり検討しながら進めていきたいと

思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(渡部会長) 繼続的な議論をお願いいたします。

それでは、渋谷委員、お願ひいたします。

(渋谷委員) 渋谷です。あんしん施策に入るかどうかちょっとあれなのですが、今、福祉を担う人材がものすごく足りないです。ヘルパーさんはどうしても、日中活動にいる職員が少ない。特にコロナ以降、その傾向はすごく大変なものになっています。横浜市は今まで少なかったわけではないのですが、もっと抜本的な対策が必要ではないかと思っています。ぜひこれは考えていただきたいと思います。以上です。

(渡部会長) ありがとうございます。今、渋谷委員から抜本的なというご発言もございました。それでは、ただいまのご発言に関しまして、事務局からお願ひいたします。

(事務局) 渋谷委員、ありがとうございます。福祉人材の育成・確保事業は、あんしん施策の3つの柱の中に含んでおります。本日はご報告しませんでしたが、障害者プランにも載せさせていただいたとおり、課題は持っております。今年度、支援者の団体の幾つかの皆様にお願いしまして、ある意味手弁当で検討会を発足させ、現場の皆様がどのように人材確保を工夫していけるかという議論を始めさせていただきました。そこで頂いた意見を踏まえて、市内の大学や専門学校とコラボすること、今までつくってきた魅力発信のビデオ等を活用すること、また、そのビデオを新たな分野でつくること、そのビデオと連携するような形でパンフレットもつくるというようなことをいろいろ考えて、これからまた取り組んでいこうと思います。現場の皆さんのお声を聞きながら必要なことをやっていきたいと思いますので、またご意見をいろいろ頂ければと思います。ありがとうございます。

(渡部会長) 委員、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、その他ございますでしょうか。奈良崎委員。

(奈良崎委員) 奈良崎です。ちょっと皆さんに聞きたいのですが、自立生活アシスタントというのがありますよね。あるのはご存じなのです。ただ、知的障害の私たちの仲間は、実際そこに行っても対応ができませんとよく言われます。地活とかに行っても、知的障害の方は一般企業で働いていて、相談事業所はほとんど土日はやってないので、行っても相談ができませんというのが1点報告です。

それとあと、グループホームは自立というのかねとか、私たちの仲間でよく言います。でも、グループホームもそうなのですが、横浜は多分シェアハウスなどがないので、ぜひシェアハウスも検討してほしいということをお願いしたいです。以上です。

(渡部会長) 2点ご発言がありましたが、前半、後半、いずれからでも結構ですが、事務局にお願いしてよろしいですか。

(事務局) 奈良崎委員、ありがとうございます。自立生活アシスタントは、ひとり暮らしをしている障害のある方や、これから一人暮らしをしようという方を対象に一緒に生活を考えていく仕組みなのですが、相談しようと思ったら断られたことがありますか。知的障害の方に対するアシスタント事業をやっている場所は横浜市内に今17か所あるのですが、断られてしまいましたでしょうか。あともうひとつ、ふだんの生活で困り事などがいろいろあったときに相談できるのは、市内18か所、1区内に1か所、法人運営型の地域活動ホームにある基幹相談支援センターがあります。ここは緊急の場合、夜中でもお正月でも連絡が取れるような形にしているはずなのですが、緊急の場合はそういう対応も取っています。委員の中にこの事業を担っていただいている方がいらっしゃるので、できれば飯山委員や中瀬委員からフォローいただけるとありがたいのですが。すみません。

(中瀬委員) 東戸塚地域活動ホームひかりの中瀬です。奈良崎委員が話された基幹相談センターについては、まず、基本的に365日24時間体制で対応していると思います。ただ、各区の基幹相談支援センターによっては、ひかりもそうですが、土日や祝日に相談員がいないときは電話転送、自動転送で相談員に流れたり、施設の転送電話を、携帯を持っている職員が電話対応する形になっています。もしかしたらその電話がつながりにくかったりしてご迷惑をかけた部分はあるかと思うのですが、基本的には誰かしらの相談員が基幹相談の電話番号にかけばつながるのではないかとは理解しています。

(渡部会長) もちろん今、事業者さんからご説明いただくということでも結構なのですが、実際にそういう声があるので、できればそこの実態がどうなっているかというところを改めて確認いただくとか、そういうことで、やはりできるだけきちんと支援が行き届くようにお願ひできたらと思います。発言を止めて申し訳ありませんでした。補足されますでしょうか。

(飯山委員) 自立生活アシスタント事業をやっているので思ったのですが。

(渡部会長) ちょっと水かけ論になってしまふかもうと思いますので、まずはそういう声があるということを受け止めていただきたいところがあつて、それに対する実態なり、何らかの形で対応を進めていただくことと、もう一つはシェアハウスのことがございましたが、このことについて何か事務局のご発言をお願いしてよろしいでしょうか。

(事務局) 横浜では、シェアハウスという形の住まいを行政として施策にしていることは、今は実はありません。グループホームがある意味ちょっと近い形かもしれませんのが、グループホームではなくシェアハウスという形であれば、グループホームになくてシェアハウスにある機能とか役割、楽しいところはどうところなのかというご意見を頂きながら、それをグループホームという事業に反映できるのか、それとも別の事業が必要なのかということはご意見などを頂いていきたいと思います。

(渡部会長) 奈良崎委員、よろしいですか。それでは、大橋委員。
(大橋委員) 浜視協の大橋です。後ほどその他で申し上げたいことがあるので、ここは簡単にいきたいと思います。将来にわたるあんしん施策の進捗状況を障害者プランなどの分厚い資料で書くということもそうなのですが、こういう分かりやすい実績報告のようなもので出していただくのは大変良いことだと思っております。ホームページなどで掲載する際に、我々だと音声で聞いたりする場合、もうちょっと聞きやすい、読みやすいホームページの制作に注意していただければということで、取組としてはとても良いと思います。

その中の高齢化・重度化への対応ということで、グループホーム、これは視覚障害者のほうで、視覚障害者向けのグループホームの要求が非常に強いのですが、私たちの団体で力がないものですから施設をつくるところまではいっていないのですけれども、できたら横浜市でもそういったところにもう少し力を入れてほしいと思います。

それから、住宅のセーフティ制度の件なのですが、大分以前のこの協議会の席上でも申し上げたのですけれども、2月、3月になりますと視覚障害者が大学に進学してきて、東京近辺、横浜も含めて居住、要するにアパート探しに苦労するという現状がずっと続いております。ですから、居住支援協議会などの監視役ではないけれども、もうちょっと実質的に横浜市として踏み込んだ形で、民間のアパート経営者に対して強いことはなかなか言えないとは思うのですが、この辺のところをもうちょっと具体的に何とか考慮してほしいと思っています。第1点目に關しては以上です。

(渡部会長) ありがとうございました。それでは、須山委員、よろしいでしょうか。

(須山委員) 浜難聴の須山です。障害者グループのホーム設置なのですが、障害にもいろいろあると思うのです。高齢化・重度化への対応のためと書いてあるのですが、障害ごとに全部、いろいろな障害の人を高齢で重度化なら集めてホームに入れのか、それとも障害ごとに少し配慮があるのか、そういったことを教えてほしいと思います。聴覚障害でも、一人生活で高齢化していて非常に困っている人がいます。外出もできなくなってきて、そういう方でもこういうグループホームに入れるのかしらと思って、そういったときに情報保障などもあるのかとか、そういうことがちょっと気になりましたので、教えてほしいです。

(渡部会長) それでは、まず大橋委員から2点ご意見がありましたので、それについて受け止めていただいて、今、須山委員からご質問がありましたので、そのことについて事務局からお願いいいたします。

(事務局) まず、須山委員の関係のご意見からご案内する形でよろしいでしょうか。健康福祉局障害施設サービス課の高橋です。今ご意見を頂きました高齢化グループホーム、重度化グループホームにつきまして、先ほどご説明させていただ

いたとおり拡充がなかなか進まないことが課題になっているという状況です。今ご指摘にありましたように、様々な障害が重度化していく中で、必要な支援や取り巻く環境の課題といったものが非常に多様、多岐にわたる形になります。今後進めていく中で、各障害に対応してどのような形で支援の体制・環境を整えるかというところを各団体の方々などと協議、ご相談させていただいているところです。まだ十分な数の団体様とお話をできているわけではございませんので、必要性の高い分野においてご相談を精力的に進めていき、制度等を整えてまいりたいと考えております。また、高齢化・重度化グループホームは日中の部分の支援の一端が非常に高いわけですが、それ以外の暮らしを支えるグループホームといった部分は、各障害のある皆様に十分に情報提供させていただいて、利用・活用していただくようにこちらも進めてまいりたいと思います。以上です。

(渡部会長) まだまだ委員の皆様、ご意見等あろうかと思いますが、今ちょうど50分過ぎになりますので、今から大変恐縮ですけれども、5分間ということで休み時間を取りて、5分後に再開ということで進めてまいりたいと思います。

(飯山委員) ちょっと戻してしまってごめんなさい。休憩の後だと話が途切れてしまいそうなので、先ほどの自立生活アシスタント事業の件で、奈良崎委員のお話を伺って、渡部会長の受け止めてくださいというお話を重々あれだったのですが、自立生活アシスタント事業はもともと、知的障害のある一般就労されている方で一人暮らしの方を支える仕組みだったと思うのです。いろいろな制度ができる中で一旦なくなりそうになってしまった事業だったので、横浜市の方にすごく努力していただいて残していただいたことにとても感謝しているのですが、奈良崎委員のお話を伺って、一番相談したいと思っていらっしゃる、必要のある当事者の方にまだまだ伝え方やいろいろなことが、事業者も含めて説明がすごく足りていなかつたなど。誤解を与えててしまうようなすごく分かりにくい事業だったので、そこに関してはすごく気がついたところがあって、反省したいと思っています。一緒に事業をやっている仲間にも持ち帰って、こういうお話があったということはぜひ伝えたいと思っています。

(渡部会長) ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから5分、廊下側の時計で3時をめどに再開ということで進めたいと思います。よろしくお願ひします。

(休憩)

(2) 横浜市依存症対策地域支援計画の策定について

(渡部会長) それでは、3時になりましたので再開とさせていただきます。

それでは、報告事項(2)について、まず事務局からご説明いただいてよろしいでしょうか。

(事務局より説明)

・資料 2-1

・資料 横浜市依存症対策地域支援計画【概要版】

(渡部会長) ありがとうございました。このご報告に関しまして、ご質問、ご意見はいかがでしょうか。二宮委員。

(二宮委員) とても立派な計画書を立てていただきまして、ありがとうございました。特に5ページのピラミッドに関しましては、国が個別に分けているということですが、共通した体制でというのはすごく重要で、とてもいいかなと思いました。また、WHOのICD-11ができて、それを先取りする形でゲーム依存症を取り上げていただけたというのもとてもすばらしいと思いました。

私が歯科医師なので、歯科医師的な面から言いますと、11ページにかかりつけ医への研修の実施とあるのですが、実は私のところで結構アルコール依存症の方などを診ていまして、かかりつけの歯科医師からこういったことが見つかることもありますので、ぜひこういった研修を、かかりつけ医だけではなくてかかりつけ歯科医師にも広げていただけたらと思います。ギャンブルやアルコール依存症、薬物依存症の方は、若くしてお口が崩壊していることが多く見られます。お口、歯が崩壊してぼろぼろになったときに、何でこんなになるまで放置していたんだと言う歯科医師がどうしてもまだ多くいます。こういった歯科医師への啓発活動の一環として、研修というのは必要だと思っています。また、アルコールや薬物、例えば覚醒剤やトルエン系は歯が崩壊します。溶けるような状態ですね。それで、私の医院の経験でこういった例は多数あるのですが、例えばワインを飲んでは吐いて、飲んでは吐いてというアルコール依存症の方が来られまして、ワインは酸で歯が溶けて、また、吐く胃酸は強い酸なので、それによってお口が若くして崩壊している。こういった例は多々ありますので、歯科医師に向けて研修が必要かなと思いました。

あと、9ページのインターネットを活用した情報提供に関しましても、アルコール依存症などを一回経験している方に聞くと、お口が崩壊しているので歯医者さんに怒られるのではないかと思って行きづらい傾向があるみたいです。そういったときに、依存症に理解ある歯科医師のリストなどがあれば受診しやすいかと思いますので、もし可能であれば一定の研修を受けた歯科医師のリストを載せることを検討していただけたらと思います。以上です。

(渡部会長) 貴重なご意見、ありがとうございます。ぜひ、参考に進めていただければと思います。

よろしいでしょうか。それでは、報告事項につきまして、以上で終了させていただきます。

その他

(渡部会長) この後、その他ということになりますが、まず、先ほどその他のなかでご発言いただくということがございましたので、大橋委員からスタートしたいと思います。大橋委員、よろしいでしょうか。

(大橋委員) ありがとうございます。なるべく手短にいきます。2点ほどあります。まず1点目、福祉のまちづくり条例改正の素案についてなのですが、建築物の用途変更の際に適用される基準の合理化、要するにハードルを下げるということで、かいつまんで言いますと、福祉施設などをつくるときに車椅子便房等の設置で、例えば3階建ての施設であれば1階の便房を改修すればそれでよしとするということです。ハードルを下げて小規模な福祉施設を増やそうというお気持ちちはよく分かりますが、水は低きに流れるという例えではないすけれども、ハードルを下げてバリアフリー基準が簡単になってくると、軽度の障害者の施設はたくさんでいても最重度の人はなかなか施設、住みかがないということにもなりかねないし、結局、やまゆり園の二の舞にもつながってくるのではないかという気がするのです。この、用途変更の際のバリアフリー基準のハードルを下げるという中で一つ、福祉局としてぜひお願いしたいのは、何でもハードルを下げていっぱいできればいいというものでもないと思うので、セーフティネットではないけれども、歯止め条項というか、5か所つくったら6か所目にはきっちりとした重度の方への対応ができるような、そういう条項を素案に盛り込んでもらえないかと。このままだとちょっと問題があるのではないかと。やろうとしている方向はよく分かります。理解もできます。ただ、その場合、歯止めがないとまずいのではないかということを一つお尋ねしたいということです。

2点目、もし時間の関係であつたら、第3回目に私は休むので文書を出しますが、居宅関係です。ガイドヘルパー、要するに移動支援とか同行援護従事者の算定なのですが、医療機関での診察時間を算定に入れないという、これは横浜市とか福岡市だったか何か所かしかないのですが、本来ならば医療機関が障害者の介助をすべきことになってはいるのだけれども、実際問題は同行援護、移動支援等で賄っているわけです。それで、東京やその他の地域では、医療機関としてはスタッフの問題などで手が回らないので、同行援護などで一括してやってもらおうということで、診察時間などもフリーなのです。これは、医師会などの強い要望のせいだと思います。視覚障害者団体が医師会と交渉したら、医師会としてはフリーにしてくれということで話がついたみたいです。ところが、横浜市の場合には診察時間だけとか、ここをチョイスしてやられると、今、事業所としては経営面から考えると利用者負担にせざるを得ないというか、それが事業所がその分かぶるか、そういう状況なのです。病院に通院する人はお年寄りも多いだろうと思うし、そうなると年金暮らしの人に診察時間の30分とか、リハビリの時間などで小

一時間、そういう時間を本人負担にさせるしかないと思うのですが、それを見て見ぬふりをしてそのままにしておくという横浜市の福祉局の姿勢が僕はどうしても納得いかないので、その辺のことについてぜひお答えいただきたいと思っております。以上です。

(渡部会長) ありがとうございます。その他ということで、ほかにございますでしょうか。清水委員。

(清水委員) 清水です。北綱の特別支援学校のことです。閉校ということから分校化になって、また本校に戻るというこの数年間の変転があったわけですけれども、市会の決算委員会でも委員からあったと思いますが、まずは謝るべきだという話があったと思います。数年間振り回された保護者のほうも、まず謝罪こそ失われた信頼を回復する第一歩だという話がありますので、ここは素直に謝っていただきたいと思います。以上です。

(渡部会長) ありがとうございます。それでは、残された時間はあまりありませんけれども、3点、事務局からお願いできたらと思います。

(事務局) では、福祉のまちづくり条例を担当しています、健康福祉局福祉保健課福祉センター担当課長の江塚と申します。大橋委員からお話をありました、福祉のまちづくり条例の建築物の基準の関係ですが、9月に各種の団体のご意見をお聞きしまして、10月25日には福祉のまちづくり専門委員会というものを開催して、皆様の意見をそちらでもご報告したところです。専門委員会の中でも、そのままこの改正の案を通すということは承認されませんでしたので、再度皆様の意見も踏まえながら、運用の見直しや基準の見直しに進めていければと考えております。以上です。

(渡部会長) ありがとうございます。2点目はいかがでしょうか。

(事務局) 障害自立支援課の渡邊です。いつもお世話になっております。大橋委員の2点目、居宅・ガイドヘルプの関係で、診察室内の報酬の話ですよね。これは、今お話しいただいた大橋委員は、当事者としての意見というよりは、同行援護の事業所さんとしての要望と受け止めました。基本的には診察室内については医療行為ということで、そういう形でガイドヘルプあるいは同行援護の事業者さんへの報酬の算定対象外ということで整理させていただいております。先ほど大橋委員から、ほかの都市ではほとんど認められているというお話を伺いして、その辺の実情は正直把握していないところですが、事業者さんの立場からの要望ということで今頂きましたので、確認していきたいと思います。以上です。

(渡部会長) 3点目といいましょうか、清水委員からのご発言について。

(事務局) 教育委員会事務局の佐藤でございます。清水委員からのご意見、承りました。12月21日と25日に保護者の方との定例の再編整備計画の進捗の説明会というものを予定しております、その場に私が以下で出席いたしますので、その中で対応してまいりたいと考えております。以上です。

(渡部会長) すみません。限られた時間の中で大変申し訳ありませんでした。最後に1点だけ、私のほうから。申し訳ありませんが、これは次回で結構ですので、ことしの8月に障害児手当の不支給が大幅増という報道があつて、特別児童扶養手当が横浜市は6割却下というのを見ました。これについて非常に心配しているところがございますので、このことについて市としての見解がありましたら次回のときに。それでは、短い時間で結構ですので。

(事務局) こども青少年局こども福祉保健部長の武居と申します。今ご指摘いたしました特別児童扶養手当、程度の重い障害児さんをご家庭で養育される親御さんに支払われる国の手当ですけれども、昨年調査したところ、自治体によって申請が却下される割合にはらつきがあるといったような報道が、共同通信の記事で8月頃掲載されたかと思います。そういう意味では、ちょっとまだ横浜市として私の手元に資料もございませんので詳しくお答えできる状態幷んでですが、会長からのご指摘もございましたので、次回何らかの形でご報告できるように進めさせていただきたいと思っております。

(渡部会長) よろしくお願ひいたします。

それでは、限られた時間で進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございます。また、今日十分お伝えできなかつたご意見につきましては、事務局等にご連絡をお願いしたいと思います。

それでは、進行を事務局にお願いしたいと思います。委員の皆様、どうもありがとうございました。

(事務局) それでは、皆様、本日も活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

事務局から、今お手元に資料を1枚配付させていただいております。大橋委員は点字用の資料になっておらず、大変申し訳ございません。こちらは障害者週間の啓発で実施するアート作品の展示とミニコンサートの案内となっております。「チャレンジweekフェス in Yokohama 2021～笑顔で自分らしく～」ということで、11月30日から12月5日がこの啓発のイベントの期間ということになっておりまして、この横浜市役所1階のアトリウムを活用して、様々な芸術作品や巨大な壁画を展示させていただきます。12月4日には、障害者週間のポスターや作文の展示、入賞作品の表彰に加えて、当事者によるミニコンサートも開催されます。もう来週末からですのばたばたしている時期かもしれませんけれども、ぜひ市庁舎にお越しいただいて、イベントをご覧いただければと思います。裏面に少し作品も紹介しておりますので、本日ご紹介させていただきました。

それでは、本日の議論は以上となります。皆様から頂きましたご意見を踏まえまして、また引き続き取組を続けさせていただきます。

次第にも書かせていただきましたが、次回の予定、第3回目の推進協議会は、

	<p>予定どおり3月29日に開催させていただきたいと思います。非常に年度末ぎりぎりの中で大変恐縮ではございますが、皆様から本日、日程を頂きましたので、過半数を超えていたということが確認できましたので、その日程で開催させていただきたいと思います。また改めて事務局からご案内等させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、本日の協議会はこれで終了といたします。どうもありがとうございました。</p>
資料	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1-1：「将来にわたるあんしん施策」の実績報告について ・資料1-2：「将来にわたるあんしん施策」の実績報告（令和2年度） ・資料2-1：横浜市依存症対策地域支援計画について（報告） ・資料：横浜市依存症対策地域支援計画【概要版】